

令和3年第3回府中町議会定例会

会議録(第1号)

1. 開会年月日 令和3年6月25日(金)

2. 招集の場所 府中町議会議事堂

3. 開議年月日 令和3年6月25日(金)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(18名)

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 益田芳子君  | 副議長 | 児玉利典君 |
| 1番  | 川上翔一郎君 | 2番  | 宮本彰君  |
| 3番  | 西山優君   | 4番  | 狩野雄二君 |
| 5番  | 坂田栄一君  | 6番  | 田中伸武君 |
| 7番  | 山口晃司君  | 8番  | 二見伸吾君 |
| 9番  | 梶川三樹夫君 | 10番 | 西友幸君  |
| 11番 | 寺尾光司君  | 12番 | 力山彰君  |
| 13番 | 三宅健治君  | 14番 | 齋藤昇君  |
| 16番 | 橋井肇君   | 18番 | 木田圭司君 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員(0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸報告
  - (1) 議長報告
  - (2) 常任委員会委員長報告
  - (3) 議会運営委員会委員長報告
  - (4) 議会報特別委員会委員長報告
  - (5) 監査委員報告
  - (6) 後期高齢者医療広域連合議会議員報告

#### 4 町長報告

##### ・行政報告

- ・報告第 4号 予算の繰越明許の報告について（一般会計）
- ・報告第 5号 予算の繰越明許の報告について（介護保険特別会計）
- ・報告第 6号 予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）
- ・報告第 7号 専決処分の報告について
- ・報告第 8号 専決処分の報告について
- ・報告第 9号 府中町土地開発公社の経営状況について
- 5 報告第10号 専決処分の承認について
- 6 報告第11号 専決処分の承認について
- 7 報告第12号 専決処分の承認について
- 8 第25号議案 令和3年度府中町一般会計補正予算（第2号）
- 9 第26号議案 府中町税条例の一部改正について
- 10 第27号議案 府中町手数料条例等の一部改正について
- 11 第28号議案 府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部改正  
について
- 12 第29号議案 府中町交通安全対策会議条例の一部改正について
- 13 第30号議案 工事請負契約の締結について
- 14 第31号議案 工事請負契約の締結について
- 15 第32号議案 財産の取得について
- 16 第33号議案 財産の取得について
- 17 第34号議案 町道路線の認定について

~~~~~〇~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

| | | |
|-------|---|-----------|
| 町 | 長 | 佐藤信治君 |
| 副町 | 長 | 齋藤哲也君 |
| 教 | 育 | 長 新田憲章君 |
| 総務企画部 | 長 | 増田康洋君 |
| 財 | 務 | 部 長 胡子幸穂君 |
| 福祉保健部 | 長 | 山西仁子君 |

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 町 民 生 活 部 長 | 金 光 一 隆 君 |
| 建 設 部 長 | 井 上 貴 文 君 |
| 消 防 長 | 新 宅 和 彦 君 |
| 教 育 部 長 | 榎 並 隆 浩 君 |
| 総 務 企 画 部 参 事 | 屋 敷 学 君 |
| 総務企画部次長兼総務課長 | 森 本 雅 生 君 |
| 財 務 部 次 長 兼 財 政 課 長 | 中 本 孝 弘 君 |
| 福 祉 保 健 部 次 長 兼 福 祉 課 長 | 長 西 弘 子 君 |
| 生 活 環 境 部 次 長 兼 自 治 振 興 課 長 | 谷 口 充 寿 君 |
| 建 設 部 次 長 兼 建 築 課 長 | 川 口 正 幸 君 |
| 政 策 企 画 課 長 | 土 井 賢 二 君 |
| 情 報 管 理 課 長 | 藤 永 政 己 君 |
| 管 財 課 長 | 宮 迫 五 郎 君 |
| 税 務 課 長 | 藤 田 正 明 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 金 本 智 巳 君 |
| 健 康 推 進 課 長 | 塩 月 久 美 子 君 |
| 高 齢 介 護 課 長 | 宮 脇 理 恵 君 |
| 環 境 課 長 | 小 路 和 司 君 |
| 下 水 道 課 長 | 原 田 司 君 |
| 都 市 整 備 課 長 | 磯 亀 智 君 |
| 区 画 整 理 課 長 | 岡 村 紀 行 君 |
| 維 持 管 理 課 長 | 谷 口 洋 二 君 |
| 警 防 課 長 | 松 田 和 将 君 |
| 教 育 委 員 会 総 務 課 長 | 岩 崎 雅 男 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 立 花 淑 子 君 |
| 社 会 教 育 課 長 | 山 本 進 一 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(益田芳子君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和3年第3回府中町議会定例会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(益田芳子君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、12番力山議員、13番三宅議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第2、会期の決定を議題に供します。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりです。それでは、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月29日までの5日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から6月29日までの5日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

3月定例会議会以降は、4月23日に広島県町議会議長会定例会が開催され、役員選任が行われました。その結果、会長に海田町議会の桑原公治議長、副会長に安芸太

田町議会の中本正廣議長、幹事に熊野町議会の大瀬戸宏樹議長がそれぞれ選任をされました。

なお、例年東京で行われます全国町村議長会の研修会は、中止となりました。また、8月25日に予定されていましたが広島県町議会議長会議員研修も中止となりました。

次に、安芸郡4町の町議会議長連絡協議会から5月19日付で報告があり、昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の中、事業が実施できなかったため、今年度も引き続き海田町が会長と事務局を持つこととなりました。

次に、5月24日に、安芸地区衛生施設管理組合議会の全員協議会が開催されています。こちらでは、安芸衛生センター整備の方針について協議が行われました。

また、全員協議会終了後に、臨時議会が開催され、安芸クリーンセンター中央監視システム耐震強化工事の請負契約の締結について決定をいたしております。

詳細につきましては、この後、町長から行政報告がありますので、省略をさせていただきます。

以上で、議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、木田委員長、お願いします。

○18番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降、3月30日と4月26日に委員会を、また6月14日に委員会と協議会を開催しております。

3月30日の委員会におきましては、委員から提出のあった事務調査申出書により、府中東小学校のトイレ改修とエレベーター設置予定箇所及び府中中学校のプール附属棟の状況について、現地踏査を行っております。

次に、4月26日の委員会におきましては、開会前に異動に係る課長級以上の職員の紹介を受け、学校教育に関する事務調査として、年度当初の児童・生徒数の報告を受けました。また、社会教育に関する事務調査として、府中町スポーツ推進計画について説明を受けております。

この計画については、議員の皆様にも配付をいたしております。

続いて、6月14日の委員会におきましては、町長、教育長からの報告を受けたのち、重要施策の総合企画に関する事務調査として、府中町国土強靱化地域計画の説明

を受けております。

この計画につきましては、理事者から各議員へ配付があったと思います。

その後、協議会を開会し、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 厚生委員会、山口委員長、お願いします。

○7番（山口晃司君） 皆さん、おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

令和3年3月定例会以降、令和3年4月27日に委員会を、6月15日に委員会並びに協議会を開催しております。

4月27日の委員会では、社会福祉に関する事務調査として、第6期府中町障害福祉計画・第2期府中町障害児福祉計画の概要について、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の概要について説明を受けました。

また、生活環境に関する事務調査として、府中町下水道事業経営戦略について、令和3年度主要工事執行計画（下水道事業会計）について、下水道事業会計分の工事請負契約の締結及び工事請負変更契約の締結の報告について説明を受けました。

6月15日の委員会では、生活環境に関する事務調査として、下水道事業会計分の工事請負変更契約の締結の報告について説明を受けました。

そのほか、6月定例会前ということで、協議会に切り替えて提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、厚生委員会の報告を終わります。

○議長（益田芳子君） 建設委員会、西委員長、お願いします。

○10番（西 友幸君） 皆さん、おはようございます。

令和3年3月定例会以降、6月16日に委員会並びに協議会を開催しております。

6月16日の委員会では、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査に関し、工事請負変更契約の締結の報告として、向洋駅周辺土地区画整理事業区域内の街区整備工事の変更契約について報告がありました。変更理由は、今回施工範囲の青崎池尻線と既設道路のすりつけに伴い、表面排水を適所に処理するため、

舗装面積を約40平方メートル広げて施工し、建物基礎撤去工事を追加するに当たって、地下埋設物の移設が必要となり、工期を令和3年8月末まで延長するためです。なお、契約金額は41万5,800円の増額となり、工事費全体で1,911万5,800円となりました。

また、6月定例会前であるため協議会に切り替え、6月の定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

報告は以上です。どうもありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 議会運営委員会、梶川委員長、お願いします。

○9番（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

令和3年3月定例会以降は、4月2日、5月31日と一昨日の6月23日の3回、議会運営委員会を開催しております。

4月2日の委員会は、本定例会へ提出する会議規則の一部改正の審議、新型コロナウイルス感染症対策としての議会運営基準の中の、行政視察の見合せについての審議を行いました。行政視察については、当分見合せを行うことになりました。これは、各常任委員会委員長からお話をいただいていると思います。

また、田中委員から、会議録音データの開示ということで調査の申出があり、審査をいたしました。昨年11月12日に議長の諮問により行われた当委員会の結論と同様、申し合わせどおり議会報特別委員会の委員が議会報の作成のため必要なときだけ、聞くことができる運用とすると結論をしております。

5月31日の委員会では、会議のインターネット配信についてということで審議を行い、配信はユーチューブにより行うこと、国の令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の実施事業として申請することを決定しております。

また、田中委員から、質疑、討論、採決の在り方についてということで本年2月19日に行われた全員協議会において、地方自治法や当町の会議規則に反する運営があった可能性があるとの調査申出があり、審議の結果、法や規則に違反する運営はなかったと結論をしています。

3回目の、6月23日の委員会においては、今定例会について会期の決定等を行い、

また、田中委員から提出のありました別室傍聴など不親切対応の是正の調査申出について審議を行いました。いろいろ御意見がありましたが、最終的に議論が分かれて、議事進行もありましたので採決をしましたところ、否決という結果でした。ゆえに、現在の別室傍聴は妥当と結論をしています。

以上、議会運営委員会委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 議会報特別委員会、二見委員長、お願いします。

○8番（二見伸吾君） おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降、議会報特別委員会は、3月16日の定例会閉会后、3月29日、4月13日、昨日6月24日の4回開催をしております。

3月16日の委員会では、議会だより第161号の執筆者や発行までの日程を確認をいたしました。

3月29日の委員会では、原稿の校正と写真調整を、4月13日の委員会では、初校により、見出しや記事内容などを校正をいたしました。また、一般質問の本文に使用するフォントについて検討した結果、次号、8月に出示する第162号から現在の明朝体からUDフォント新丸ゴに変更することに決定いたしましたので、報告いたします。

UDフォント新丸ゴというのは、広報ふちゅうが本文に使用しています。丸ゴというのは丸ゴシックの略であります。ですから、広報ふちゅうを見ていただければどのようなものか分かります。

昨日6月24日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする議会だより第162号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整について協議いたしました。

以上で、議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（益田芳子君） 次に、監査委員報告をお願いします。

力山監査委員。

○12番（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。監査委員報告をさせていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、令和3年2月分を3月22日に、3月分を4月20日に、4月分を5月21日に、代表監査委



員土井精二並びに監査委員力山彰の両名で実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

また、下水道事業企業会計に関しましては、合計残高試算表、日計表、下水道使用料等収納状況一覧表、仕訳日計表、総勘定元帳の内容も確認しております。

次に、住民監査請求書の提出がありましたので、報告をいたします。

令和3年5月28日に地方自治法第242条第1項の規定による監査請求がありました。こちらは、議員の皆さんにもお知らせしたとおりでございます。請求につきましては、監査委員両名で要件審査を行い、受理を決定し、現在監査中です。

今後は、地方自治法の規定に基づき、期限である令和3年7月27日までに監査結果の決定などを行うこととなります。

以上で、監査委員報告を終わります。

○議長（益田芳子君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

山口議員。

○7番（山口晃司君） 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をさせていただきます。

令和3年3月定例会以降は、広島県後期高齢者医療広域連合議会は開催していませんので、報告事項はございません。

以上で報告を終わります。

○議長（益田芳子君） 以上で全ての報告を受けましたので、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

田中議員におかれましては、議会運営委員会に所属されておられますが、その旨、お分かりのことと思いますが、質疑されますでしょうか。

田中議員。

○6番（田中伸武君） 私も議運のメンバーの1人として出席しておったので、おったからこそ先ほどの委員長報告に質問したいんですけども、委員長報告で先ほどの表現は、私の申出に対して、別室傍聴をどう改めるかと、いろんな議論があったけど分かれたと、最後に、ゆえに現在の別室傍聴は妥当と結論づけましたと報告があったと聞いたんですが、出席していたからこそ分かりますけども、メンバー全員、決して今の別室傍聴が妥当である、よろしいという結論をしたわけではなくて、これをどう改めるかというところの議論があって、本会議場使えばいいんじゃないかとか、あるいはさらに継続審査すればいいんじゃないかと、あるいはモニターのカメラを入れたらいいんじゃないかと、そういう議論があって、どう改めるかが結局結論づけられずに否決となったわけでありまして、別室傍聴そのものが妥当である、そういう結論であるというわけではなかったと私は思っております。町民の皆さんに、本当に不都合というか御不便をかけておる別室傍聴を議会が積極的に認めたという結論ではないので、その点は表現のニュアンスがちょっと違うんじゃないかという意味で確認です。議会が決して別室傍聴を、町民の皆さんに不便をかけていることを妥当だと認めたわけではないということを改めて御確認願いたいと思って質問しています。よろしくお願ひします。

○議長（益田芳子君） 6番田中議員、先ほど言われました質問ですけども、それはどういったことの質問でしょうか。少し分かりづらんですが、内容が少し分かりかねるんですが。

○6番（田中伸武君） 内容というのはどういう内容ですか。

○議長（益田芳子君） 質問の内容です。

○6番（田中伸武君） 質問の1つは、委員長報告でさっきありましたよね、ゆえに現

在の別室傍聴は妥当と結論づけましたという委員長報告があったんですが、この現在の別室傍聴は妥当という結論を出したわけではないと私は見ておるので、この表現は誤解を招くんじゃないかと、その辺を、議会の本意は町民の不便を認めたわけではないんだよと、委員会の報告としては否決したのは、あくまでどうやって改善するかのところがまとまらなかったわけで、改善しなければいけない別室傍聴そのものが妥当、つまり適正であって、別室傍聴している現状が非常にいいことなんだというふうに、町民の皆さんの不便がいいことだというふうに議会が認めたわけではないと、そこらがこの表現だと誤解を招くので、改めて確認しておいたほうがいいんじゃないかという質問です。つまり、内容としてはそういう質問です。議長も御出席なさったから分かると思うんですけども、内容についてはそういうことで、だから議運の委員長に質問したいのは、実際の議論の中身と先ほどの報告ではずれがあるんじゃないですか、それは僕はきちっと確認して正したほうがいいんじゃないかという思いを持って、ちょっと実際の議論と先ほどの報告は違うんじゃないですかという質問であります。

○議長（益田芳子君） 議会運営委員長、梶川委員長。

○9番（梶川三樹夫君） 田中委員さんのほうから調査の申出書があったので審議をいたしました。それで、今でも一つは、委員長の権限で傍聴を認めることはできるわけです。それを、もう絶対拒否しているという立場ではないと思います。だから各委員長が、今日はスペースがあるし人数も少ないので入れていいよということになれば、委員長の権限で入れることができるというのが現状であると思います。まあ、今まであんまり傍聴がなかったものですからほとんど入ることはなかったと思いますけども、また、もう一つは環境整備という、やっぱり物理的にちょっと狭いところもあるので、それをどうするかという問題も出ましたけども、そういう環境整備もこれからは必要なのではという御意見も出ましたので、そこらも含めて今後また私も考えていきたいと思っておりますが、一応、昨日の段階では多数決を採って否決ということになっております。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいでしょうか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 分かりました。今の梶川委員長の補足説明によってよく分かりました。議会が、決して別室傍聴を妥当だと積極的に認めているのではないという意

味の補足説明だということがよく分かりましたので、ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） ここで、議員の皆様申し上げます。所属委員会の議事は御自分で御理解いただいて本会議へ望んでいただき、議会の円滑な運営に御協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、次に参ります。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第4に入る前に、しばらく休憩いたします。10時10分から再開いたします。

（休憩 午前 9時57分）

（再開 午前10時10分）

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第4、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 皆様、おはようございます。

本定例会は、本日から29日火曜日までの5日間の日程ということでございます。どうかよろしく願いをいたします。

また、本議会中に一般会計の補正予算、コロナ関係での補正予算でございますが、追加して第3号を提出させていただくこととなります。あわせまして、よろしくお願いをいたします。

それでは、町長報告、行政報告ですが、常任委員会では2件と申し上げましたが、本日、国から令和2年国勢調査の人口速報が公表されましたので、これを1件追加しまして、3件の報告をいたします。

まず、報告の1件目は、安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会等の報告です。

去る5月24日に、当組合の臨時会及び議員全員協議会が開催されました。臨時会は議題1件で、安芸クリーンセンター中央監視システム耐震強化工事の工事請負契約の締結であります。

安芸クリーンセンターは、安芸郡4町の一般廃棄物、可燃ごみを処理する施設としての役割を順調に果たしておりまして、近年では、災害廃棄物の受入れ、処理という役割も担っております。他方、今日、自然災害の激甚化・頻発化が危惧されておるところでありまして、これらの災害に対する施設の強化が求められているところであります。本工事は、施設の中核である中央監視制御装置の耐震強化等をするものであります。

請負金額は2億6,400万円、請負者は神戸市中央区株式会社神鋼環境ソリューション、工期は議決の日、令和3年5月24日であります。から令和4年3月31日までということでありまして、原案どおり可決をされました。

次に、全員協議会ですが、協議事項は安芸衛生センター施設整備方針及び地元対策費についてであります。

安芸衛生センターは、広島市の一部と安芸郡4町のし尿及び浄化槽汚泥を処理する施設で、昭和57年に竣工した施設であるため、老朽化等に対する対応策を検討してきたところであります。

組合から提示された対応策は、安芸衛生センターからし尿及び浄化槽汚泥、以下し尿等と申し上げますが、を広島市南区向洋沖町にある広島県太田川流域下水道の終末処理場である東部浄化センターで処理するもので、その搬送方法として、ケース1は、陸上輸送する、ケース2は、海上輸送する、ケース3は、坂町の公共下水道管渠に投入する、これは坂町公共下水道から流域幹線を通じて同様に東部浄化センターへ流入して処理をするというものであります。そして、ケース4は、現安芸衛生センターの現在地に汚泥再処理センターを建設し、これまでどおり組合で自己処理をするという4ケースを示されております。

これらを比較検討した結果、安定稼働、周辺環境の影響、現施設の処分、関連施設

との連携、災害時の対策、関係機関との調整、そして施設整備費、維持費などの総合評価において、坂町公共下水道に投入するケース3が最も優れているということで、このケースを進めていくと、そういう合意が形成をされました。

また、地元対策費につきましては、クリーンセンター建設工事や長寿命化工事と同様に、全体事業費の15%以内で進めていくこととなりました。

以上が、安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会等の報告であります。

2件目は、例年御報告しているところでございますが、今年も5月31日に出納閉鎖となりましたので、令和2年度歳入歳出決算の見込みについて、御報告いたします。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、その対策・支援のための施策を多岐にわたり実施したことから、一般会計の歳入・歳出ともに決算規模としては過去最大となりました。

特に、国庫支出金については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、国による定額給付金などの給付金事業及び地方の感染症対策の単独事業に充当すべく創設されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を含めまして、前年度比60億9,400万円の増加となりました。

当町の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分総額は5億8,400万円で、うち令和2年度で実施した感染症防止策及び町民への支援策に対し4億円を充当しております。なお、残り1億8,400万円につきましては、令和2年度繰越予算及び令和3年度予算として、引き続き感染症対策事業費に充当してまいります。

町税は、予算現額に対し、個人住民税が600万円、法人町民税が5,200万円下回るなど、町税全体では予算現額を3,800万円下回る73億4,900万円となりました。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制の特例措置により、固定資産税等を8,100万円減免をし、個人町民税等は7,200万円を徴収猶予として翌年度に繰越しとしております。

また、地方消費税交付金は消費税10%が通年ベースとなったことから、前年度比2億円の増加となり、さらに、歳入確保を図るために土地の売払い、2か所ありますが、を実施をいたしまして、財産収入において、前年度比8,300万円の増加となりました。

歳入総額での、予算額に対する収入率は翌年度への繰越財源を除き、93.7%と

なりました。

歳出では、予算に計上したまちづくりへの取組を着実に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策・支援について、国の給付事業や県の支援策に対する負担金事業のほか、町独自の事業継続等支援や困窮者支援、新しい生活様式を踏まえた環境整備事業等を実施いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を見据え、住民生活に直接影響の少ない事業の縮小・延期に努め、歳出執行財源の留保を図りました。

その結果、翌年度への繰越額を除いた歳出総額では、予算額に対する執行率は92.4%となりました。

結果といたしまして、令和2年度一般会計歳入歳出予算は、歳入総額227億8,500万円、歳出総額224億1,600万円で翌年度への繰り越すべき財源6,000万円を除き、3億900万円の剰余金が生じる見込みになっております。

財政調整積立基金につきましては、取崩し額0円としまして、基金現在高は13億1,100万円となります。前年度末に比較して、500万円の増加となっております。

また、各特別会計及び下水道事業会計におきましても、適正な予算執行の結果、赤字決算はありませんでした。

以上が、令和2年度の決算の見込みの概要でございます。

最後の3点目では、令和2年国勢調査速報値についてであります。

令和2年10月1日を調査基準日として実施いたしました令和2年国勢調査に関し、本日、国より速報値が公表されましたので御報告いたします。

言うまでもなく、国勢調査は5年に一度実施され、日本に住んでいる全ての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。

国勢調査では、皆さん御承知のとおり、調査員をお引受けいただく方々の御協力がなければ成り立たない事業であります。今回、町では、249名もの調査員の方々、職務に当たっていただきました。

調査員の方々はもちろんのこと、町内会、民生委員児童委員など、関係各位には多大な御尽力をいただきました。まずもって、お礼を申し上げたいと思います。

それでは、国が発表した速報値でございます。

広島県全体の人口は、280万1,388人で、前回調査から4万2,602人、

1. 5%減少し、世帯数は124万1,484世帯で、前回調査より3万59世帯、
2. 5%増加しています。

府中町の人口は、5万1,193人で、前回調査より140人、0.3%増加し、世帯数は2万1,673世帯で、前回調査より564世帯、2.7%増加しております。

なお、前回調査より人口が増加した広島県内の市町は、広島市、東広島市、海田町、そして府中町の4市町でございました。

また、今後、今年の11月には国より確定値が公表される予定です。

報告は以上でございます。

○議長（益田芳子君） ただいまの行政報告に対して質問のある方。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 安芸クリーンセンターちょっと耐震工事をされるということ、その間のし尿処理並びにそういった廃材等の処分、それは耐震の工事内ではどうということになるのでしょうか。ずっとそのまま続けながら耐震をやっていくということでしょうか。

○議長（益田芳子君） 町長。

○町長（佐藤信治君） 中央制御システムの耐震強化工事でございますので、安芸クリーンセンターのごみの処理については継続して行っていくということと理解しております。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 同じく安芸衛管の問題で、もう一つのし尿処理を東部浄化センターのほうに引っつける、いろいろ考えた中で、坂のところで管を引っつけるというアイデアになっている、何かすごいなど、ほいじゃったら何で今までやらなかったんかいのみたいな気もするわけですが、それと合わせて、その工事は結構コストもかかるのかなど、工事の概算というか、何年かけてやるのかいうところが計画の整備方針の中で出てるのなら、工事の規模等大ざっぱでいいですから知りたいのと、それに関連するかどうか、全体費用の15%以内で地元対策費を進めると、この地元対策というのは素人考えになると、坂から施設がなくなるわけだからむしろ地元対策としては



要らんようになるんじゃないかという気もちょっとするんですが、なぜパイプを広島市のほうにぱっと引っつけることで地元対策が、しかも全体の15%生じるのかなと思って、その全体概要と対策費について分かる範囲で教えてください。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町長。

○町長（佐藤信治君） 坂町公共下水道に投入するのは、今この安芸衛生センターのところに坂町の公共下水道があるわけではないんです。坂町の公共下水道まで、まずは安芸衛生センターでし尿、汚泥等を運んで、そこで希釈をさせて、それから管渠を造って坂町の公共下水道につないでいくわけです。坂町の公共下水道は流域関連公共下水道ですから、県の流域幹線につながってますので、そこを通じて東部浄化センターに流入するというところでございます。これが1点ですね。最初からということではなくてです。

それから、工期は令和9年度供用開始を目指して進めたいという考えを示されております。

それから、事業費なんですけど、今申しあげました坂町公共下水道に投入する事業費だけ、一番安いんですけど、ちょっとトータルの計がありませんので項目ごとに言うと、調査設計費が1億1,200万円、それから建設費が24億7,000万円、それから、それを含めた整備事業費が合わせまして25億8,200万円、それから年間の維持補修費が、想定しておるのが1億800万円というような事業概要です。ちょっと速報でこれ見てますんで、もしあの変やったらまた訂正して資料を送ります。

それともう一つは、地元対策費15%というのは、さっき申しあげましたように施設がなくなるわけじゃないわけで、いわゆる迷惑施設が坂町にずっと残るわけですね。これから、今までも安芸衛管の施設というのは、地元対策費を講じながら、坂町の御理解を得ながら進めてきたということでございまして、かねてから事業費の15%以内で地元対策を講じたということで、その地元対策費の内容については坂町が実施をするということでございます。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第4号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）をお願いします。  
町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第4号 令和3年6月25日提出。

予算の繰越明許費の報告について（一般会計）。

令和2年度府中町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治  
法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） おはようございます。財務部長です。

報告第4号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）を補足して説明します。

本報告は、令和2年度一般会計補正予算第5号、第7号、第10号、第11号及び  
第12号において、議決あるいは承認をいただいた繰越明許費、すなわち令和2年度  
の予算に計上したが何らかの理由でその年度内に完了しない事業について、今年度  
入り翌年度繰越額、すなわち令和2年度から令和3年度に繰り越して執行する額が確  
定したので、その内容を報告するものです。

裏面を御覧ください。

令和2年度繰越明許費繰越計算書です。合計で22の事業があり、翌年度繰越額の  
総額は、8億5,902万6,207円です。

それでは、事業ごとに御説明します。

款 総務費、項 徴税費、町税収納事業は、605万円の繰越しです。口座振替w  
e b申請システムの構築に当たり、町税収納システムの改修及び金融機関との調整な  
どが必要となり、各金融機関等との連携接続テストの実施及び日程調整などに時間  
を要することから、年度内に事業の完了が見込めず、繰越しを行ったものです。なお、  
システムの稼働は、令和3年10月からの見込みです。

款 民生費、項 社会福祉費、老人福祉センター改修等事業は、3,184万  
6,000円の繰越しです。老人福祉センターの施設改修を行うものですが、事業完  
了は令和4年2月末を見込んでいます。

款 衛生費、項 保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、3億5,371万4,000円の繰越しです。令和3年2月の臨時議会に提出した補正予算第10号及び、その後同2月に専決処分した補正予算第11号に計上した事業ですが、ワクチンの供給が年度内には行われなかったため、令和2年度中に準備のために執行した一部の事務費を除き、繰越しを行ったものです。なお、ワクチン接種については、各常任委員会の町長報告でも御報告いたしましたが、令和3年5月から開始しております。

続いて、協働型環境づくり事業は、713万9,000円の繰越しです。計画期間が平成28年度から令和7年度の府中町第2次環境基本計画の中間見直しに係る業務ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、環境審議会の開催ができなかったことから、年度内に事業の完了が見込めず、繰越しを行ったものです。事業完了見込みは、令和4年3月です。

続いて、低炭素型社会づくり推進事業は、487万3,000円の繰越しです。府中町第3次地球温暖化対策実施計画は、令和2年度が最終年度となり、新たな府中町第4次地球温暖化対策実施計画の策定が必要ですが、この計画は、先ほどの府中町第2次環境基本計画との関連があり、整合性を図る必要があることから、協働型環境づくり事業とともに繰越しを行ったものです。事業完了見込みは、令和4年3月です。

項 清掃費、廃棄物適正処理推進事業は、756万8,000円の繰越しです。府中町ごみ処理基本計画は、府中町第2次環境基本計画の関連計画であり、整合性を図る必要があることから、こちらも協働型環境づくり事業とともに、繰越しを行ったものです。事業完了見込みは、令和4年3月です。

款 農林業費、項 農業費、農業用水路等改良事業は、6,000万円の繰越しです。ため池である永田池の廃止工事の実施については、JR等との協議に時間を要し、年度内に事業の完了が見込めず、繰越しを行ったものです。事業完了見込みは、令和4年3月です。

款 商工費、項 商工費、商工業支援事業は、860万円の繰越しです。新型コロナウイルス感染症対策として、広島県が実施する頑張る飲食店応援事業に係る負担金について、実施主体である広島県が繰越しを行ったことから、町負担金についても繰越しを行ったものです。事業者の申請期限は令和3年3月19日までとなっており、県の事業費精算を受けて事業完了となります。

款 土木費、項 土木管理費、急傾斜地崩壊対策事業は、2,264万5,000円の繰越しです。令和2年7月豪雨により崩壊した、みくまり三丁目地区の民有の急傾斜地について、事業用地に係る土地の境界確認に時間を要したため、年度内に事業の完了が見込めず、繰越しを行ったものです。事業完了見込みは、令和4年2月末です。

項 道路橋りょう費、橋りょう長寿命化事業は、594万円の繰越しです。新山田橋の橋梁補修工事において、ひび割れ注入材の納期に遅れが生じたため、年度内に事業の完了が見込めず、繰越しを行ったものです。なお、この事業は、令和3年5月25日に完了しております。

項 都市計画費、都市計画調査事業は、578万9,300円の繰越しです。令和2年度に実施予定でありました地域公共交通再編に係る調査業務委託及び府中町デマンド交通試験運行業務は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、正確な業務効果が得られないことから、実施時期を令和3年度に延期したため、繰越しを行ったものです。

なお、つばきバスの運行見直しのための実証運行については、6月1日から開始しております。デマンド型乗合タクシーの試験運行につきましては、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言により、地域への説明会が実施できなかったため、開始時期を延期しております。

続いて、向洋駅周辺土地区画整理事業は、6,972万9,801円の繰越しです。国の令和2年度第3次補正予算で、土地区画整理事業費補助金が措置されたことを受け、令和3年度分として予定していた事業の一部を前倒しして、令和2年度3月補正に計上しましたが、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越しを行ったものです。事業完了見込みは、令和4年3月です。

続いて、広島市東部地区連続立体交差事業は、1億2,000万円の繰越しです。連続立体交差事業の進捗が遅れたため、当町の負担金も繰り越したものです。事業完了見込みは、令和4年3月です。

項 排水路費、水路改良等事業は、414万5,000円の繰越しです。管路改修工事において、プレキャストコンクリート床板を設置する計画としていたところ、この製造に時間を要したため、年度内に事業の完了が見込めず、繰越しを行ったものです。なお、この事業は、令和3年5月27日に完了しています。

款 教育費、項 小学校費、小学校保健管理事業は、484万225円の繰越しです。国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、学校の感染症対策に必要な物品を購入するため、令和2年度3月補正に計上しましたが、年度内に事業の完了が見込めず、繰越しを行ったものです。

続いて、学校ICT環境整備事業は、484万2,970円の繰越しです。GIGAスクール構想の実現を目指し、学校の教室に、通信環境を確保するための無線アクセスポイントやパソコンを保管するための充電保管庫を整備しているところですが、マンション建設等により、教室数の増加が見込まれることから、備品等の追加発注を行いました。この追加発注分については、年度内での納品が見込めないため、繰越しを行ったものです。事業完了見込みは、令和3年7月初旬です。

項 中学校費、中学校保健管理事業は、231万9,561円の繰越しです。繰越し理由については、小学校費と同様です。

続いて、学校ICT環境整備事業は、100万7,050円の繰越しです。こちらも、繰越し理由等については、小学校費と同様です。

項 社会教育費、府中公民館等改築事業は、2,028万9,000円の繰越しです。府中公民館等改築事業については、国から令和2年度及び3年度の複数年で補助金の承認を受け、事業を実施しているところですが、令和2年度の事業費が国の補助対象経費を下回りました。国が国庫支出金の繰越し手続を行うことに合わせて、町においても、補助対象事業費分について繰越しを行ったものです。なお、全体の工事完了時期について変更はなく、令和4年1月に竣工予定です。

款 災害復旧費、項 農林業施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業は、2,913万円の繰越しです。令和2年7月豪雨により、水分峡森林公園付近ののり面が崩壊し、石ころびため池に土砂が堆積したためしゅんせつ工事を実施しますが、工事施工には、ため池入り口の河川しゅんせつと時期を合わせて行うため、工事着手が令和3年2月となり、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越しを行ったものです。事業完了見込みは、令和3年7月です。

続いて、林業施設災害復旧事業は、5,046万300円の繰越しです。平成30年7月豪雨により被災した林道呉娑々宇線の災害復旧工事として、補助事業分を含め、令和2年度中に竣工予定でしたが、令和2年7月豪雨により、新たに被害が発生し、その被害箇所への対応に日数を要し、復旧工事全体のスケジュールが遅延した

ため、繰越しを行ったものです。事業完了見込みは、令和3年8月です。

項 土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業は、3,809万8,000円の繰越しです。令和2年7月豪雨で被災した水分峡森林公園付近ののり面復旧工事及び御衣尾川河川内のしゅんせつ工事について、工所用資機材の運搬路である林道呉娑々宇線の災害復旧工事に日数を要したことから、年度内に事業の完了が見込めなくなり、繰越しを行ったものです。なお、御衣尾川浚渫工事は令和3年5月28日に完了しております。また、水分峡森林公園法面復旧工事は、令和3年7月に完了見込みです。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 続いて質問に入ります。

質問のある方。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 永田池の埋立てについてお聞きします。町長は、厳しい中で、障がい者なんかを今町が8,000万円ぐらいと言われましたけど、そのぐらいの費用、エレベーターだけでかかりますよね。府中町、今財政すごく大変な時期だろうと思っております。ゆえに、永田池のJ Rとの交渉をできるだけ早く済ませて、府中町の収入確保、府中町の、できるようになるべく早くやっていきたいんですが、その辺はちょっと延期になったということですが、いつ頃またJ Rとの交渉をされるんかを知らせていただきたいと思えます。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。

先ほど説明しましたとおり、協議は遅れたんですが、協議については整いましたので、その関係で今回繰り越しておるということなんで、今年度末までには工事を完了したいという見込みでおります。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

9番梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） 同じところなんですけど、永田池の改良工事ですけど、地元随分反対運動が、反対運動までいかないんですかね、反対があったというふうに思っております。現在どのような状況になっているか、分かる範囲でお知らせください。

○議長（益田芳子君） 環境課長。

○環境課長（小路和司君） 環境課長でございます。ただいまの御質問につきましてですけれども、近隣住民さんと令和3年の3月に懇話会を開催しまして、池の栓から浜田本町に抜けるパイプの径の提示とか、湧き水の水量、水質の調査の掲示などの要望もいただいております。これについてはちょっと調査をさせていただこうと思っておりますが、池の廃止に際しましては、また引き続き丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。

事業名の学校ICT環境整備事業について2点ほどお聞きしたいんですけど、その延期理由というのが、マンションとかが増えるということで無線の中継ポイントの増設、充電ボックスの増設ですとかというのが言われてたんですけど、こういう住宅が増えるとか、児童が増えるというのはあらかじめ分かってたんじゃないかと思うんですけど、急に増えたわけじゃないんで、その辺どういう計画だったのかなというのが1点、それと、不足しているという状態で7月ですかね、整備されるような話でしたけど、その間、授業とかそういう何か不都合ですかね、そういうのが生じなかったか、その2点を教えてください。お願いします。

○議長（益田芳子君） 教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。

まず1つ目、ある程度、マンション需要とか教室の増は見込めとったんじゃないかということなんですが、今の件につきましては、やはり入居者がどれぐらい学校に入られる児童生徒の方を含めていらっしゃるかというのはなかなか見込みも立ちにくい、それと入居の時期とかにもよりますので、その点につきましてはマンション業者と問合せしながら、部屋の増築というところもやっていきながら、それに合わせた設備の整備もやっていったということで、具体的には、青崎東ですかね、ジェイグランディア府中向洋なんかも大きなマンションございましたけど、そこらもある程度今までの推計で、これぐらいは学校のほうに入るだろうという見込みの中で推計立てて部屋の

増築とかいうことをやっておりましたが、結果としてはそこまでいかなかったということで、南小についてはそこまではなかったんですが、中央小については、アルファステイツ府中大通なんかでやっぱり児童生徒数も増えましたので、増築をしていったということでございます。そういう見込みを立てながらやっているということで、確定値がなかなか捉えられない中でのそういう見込みを立てながらやっていったということでの繰越しだということです。

それと、あと無線アクセスポイントは繰越しでやったんですが、5月19日に完了しております。授業自体については、特に支障はなかったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。次に参ります。

続いて、報告第5号、予算の繰越明許の報告について（介護保険特別会計）をお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第5号 令和3年6月25日提出。

予算の繰越明許の報告について（介護保険特別会計）。

令和2年度府中町介護保険特別会計予算の繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第5号、予算の繰越明許の報告について（介護保険特別会計）を補足して説明します。

本報告は、令和2年度介護保険特別会計補正予算（第4号）において、議決をいた



だいた繰越明許費について、今年度に入り翌年度繰越額が確定したので、その内容を報告するものです。

裏面を御覧ください。

令和2年度繰越明許費繰越計算書です。

款 総務費、項 総務管理費、基盤整備事業は、3,645万7,000円の繰越しです。介護保険サービスの基盤整備事業として、浜田二丁目地区に小規模多機能事業所の整備を予定していましたが、ボーリング調査の結果、くい工事を追加する必要が生じるなど、工事の進捗が遅れたため、年度内に事業の完了が見込めず、繰越しを行ったものです。竣工予定は令和3年8月頃となっており、介護サービスの開始は10月となる予定です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 続いて質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

続いて、報告第6号、予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）をお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第6号 令和3年6月25日提出。

予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）。

令和2年度府中町下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、引き続き、財務部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第6号、予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）を補足して説明しま

す。

まず、下水道事業会計の予算の繰越しの仕組みについて、御説明します。

地方公営企業法第26条第1項には、予算に定めた地方公営企業の建設または改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰越して使用することができると規定されています。この規定により、公営企業会計においては、先ほど繰越明許の報告をいたしました一般会計や特別会計とは異なり、議会の議決を経ることなく、予算の繰越しが可能です。

さらに、同条第3項で、前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならないと規定されています。

すなわち、下水道事業の管理者権限を持つ府中町長から、地方公共団体の長である府中町長に繰越しの報告があり、さらに町長から議会に報告を行うものです。

それでは、裏面を御覧ください。

令和2年度下水道事業会計予算繰越計算書です。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。

款 資本的支出、項 建設改良費、管路建設改良費は、翌年度繰越額2億7,831万6,000円です。内訳は、工事請負費4件、物件移転補償費1件、委託料1件の全6件となります。

関連公共下水道502-2築造工事（桜ヶ丘）は、工事個所に固い岩盤が確認されたことから、工法の変更が必要となり、年度内に工事の完了が見込めないことから、繰越しを行ったものです。繰越額は2,870万円です。

関連公共下水道502-5築造工事（山田一丁目）は、工事に支障となる排水管の移設に時間を要したことから、年度内に工事の完了が見込めなくなったため、繰越しを行うものです。同様に完了が見込めない支障ガス管移設工事に係る物件移転補償費と合わせて、繰越額は4,110万円です。

関連公共下水道502-9築造工事（山田五丁目）は、1回目の工事入札が不調だったため、設計積算の条件変更及び施工延長等見直しを行ったことから、年度内の工事完了が見込めなくなり、繰越しを行ったものです。繰越額は2,090万円です。

府中1号幹線改築工事（その4）（本町五丁目）は、令和3年度に予定していた工

事ですが、国の補助金の関係で前倒して予算措置することとなり、令和3年3月議会において補正予算の議決をいただきました。年度内に工事が完了しないため、繰越しを行ったものです。繰越額は、設計積算に伴う単価調査の委託料と合わせて、1億8,761万6,000円です。

続いて、ポンプ場建設改良費は、1億7,545万3,000円の繰越しです。内訳は、工事請負費2件、委託料3件の全5件となります。

府中ポンプ場電気設備改築更新等工事（1年目）は、機器整備前の現地調査において、昭和58年の建設当時の図面と現地の不整合が判明し、追加調査を行ったことにより、年度内に工事が完了しないため、繰越しを行ったものです。繰越額は6,283万2,000円です。

府中ポンプ場電気設備改築更新等工事（2年目）は、今御説明した1年目の工事に引き続く工事で、令和3年度に予定していた工事ですが、国の補助金の関係で前倒して予算措置することとなり、令和3年3月議会において補正予算の議決をいただきました。年度内に工事が完了しないため、繰越しを行ったものです。繰越額は8,250万円です。

また、委託料3件についても、同様に、令和3年度に予定していた事業ですが、国の補助金の関係で前倒して予算措置することとなり、令和3年3月議会において補正予算の議決をいただき、繰越しを行ったものです。雨水ポンプ施設耐水化計画策定業務委託が、繰越額528万円、雨水ポンプ施設ストックマネジメント実施方針改訂業務委託が、繰越額2,215万1,000円、府中町下水道BCP改訂業務委託が、繰越額269万円となっております。

続いて、流域下水道建設負担金は、394万1,000円の繰越しです。

広島県が施工する太田川流域下水道事業の建設費を負担するもので、県が工事の繰越しを行ったため、当町の負担金についても繰越しを行ったものです。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 続いて質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

続いて、報告第7号、専決処分の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第7号 令和3年6月25日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和3年3月18日に次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、建設部長が行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） おはようございます。建設部長です。

報告第7号、専決処分の報告について、補足して説明をいたします。

今回の専決処分の報告については、府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定について、第5項に規定する、議会の議決を得て締結した建設工事の請負契約で請負代金額の増額もしくは減額が当該請負代金額の10分の2を超えない変更契約を締結することに該当することから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により本議会に報告するものです。

専決処分の内容です。

工事名は、小学校便所等改修工事。

工事場所は、府中町清水ヶ丘23-1府中北小学校及び山田四丁目4-1府中東小学校です。

請負金額は、変更前2億3,628万円、変更後2億3,807万9,600円で、179万9,600円の増額です。

請負人は、広島市中区平野町1番16号 株式会社砂原組です。

変更理由です。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、学校便所内手洗いの一般水栓を自動水栓に変更し、合わせて、工事完了に伴い実際の施工数量により精算を行うものでございます。

変更前の契約金額について、議会の議決を得た日は令和2年6月26日、専決処分

年月日は令和3年3月18日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 続いて質問に入ります。

質問のある方。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） これは、昨年度にされた工事ということで、6月26日が当初の議決を得た日ということで、ちょっと工事概要が私が議員になる前に契約されたということなんで、ちょっと工事概要を教えてくださいというのが1点と、これで学校のトイレの洋式化が全て終わったのかどうかというのをちょっと確認したいということで、トイレの数とかその辺ちょっと工事概要を教えてください。

○議長（益田芳子君） 建設部次長。

○建設部次長兼建築課長（川口正幸君） 建設部次長です。

工事概要のほうですけれども、東小学校と北小学校の普通教室棟、それから体育館のトイレを洋式に改修するものです。

個所数といたしましては、東小学校が大便器64か所、小便器44か所、北小学校が大便器59か所、小便器38か所を改修するものです。壁と天井、床全て撤去いたしまして、内装も全て改修したものでございます。工事は全て完了いたしまして、現在使用していただいております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（岩崎雅男君） 教育委員会総務課長でございます。

私のほうからは、洋式化の今後の計画という御質問についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、現在の洋式化率でございますが、小学校が71.84%、中学校が82.96%、小中合わせて74.59%という状況でございます。現段階におきましては、これ以上の洋式化の計画というのはないという状況でございます。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。  
次に参ります。

続いて、報告第8号、専決処分の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第8号 令和3年6月25日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和3年3月24日に次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、建設部長が行います。よろしくをお願いします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

報告第8号、専決処分の報告について、補足して説明します。

今回の専決処分の報告については、府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定について、第5項に規定する議会の議決を得て締結した建設工事の請負契約で、請負代金額の増額もしくは減額が当該請負代金額の10分の2を超えない変更契約を締結することに該当することから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により本議会に報告させていただくものでございます。

専決処分の内容は、工事名、消防団第2分団詰所新築工事。

工事場所は、府中町八幡四丁目4213番。

請負金額は変更前5,698万円、変更後請負金額は6,004万200円、306万200円の増額です。

請負人は、安芸郡海田町蟹原一丁目3番15号正田建設株式会社です。

変更理由です。

建築物を支える支持地盤が想定より深いことから、地盤改良深度を変更し、合わせて、工事完了に伴い実際の施工数量により精算を行うものです。

変更前の契約金額について、議会の議決を得た日は令和2年6月26日、専決処分年月日は令和3年3月24日です。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 続いて質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。  
次に参ります。

続いて、報告第9号、府中町土地開発公社の経営状況についてをお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第9号 令和3年6月25日提出。

府中町土地開発公社の経営状況について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、府中町土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） おはようございます。総務企画部長です。

報告第9号、府中町土地開発公社の経営状況についてに関し、補足して説明いたします。

府中町土地開発公社では、令和3年度予算に関し、令和3年3月25日に、また令和2年度決算に関し、令和3年5月28日にそれぞれ理事会を開催し、議決を受けておられます。

それではまず、令和2年度決算から御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

令和2年度に行った事業の概況が記載されています。

1、総括の（1）公有地売却事業において、向洋駅周辺土地区画整理事業に供する土地として、1件、面積0.44平方メートル、金額23万412円により売却を行っています。

（2）当年度末公有地保有状況は、面積3,631.55平方メートル、金額8億4,976万7,562円となっています。

3 ページをお願いします。

貸借対照表です。

まず、資産の部です。

1、流動資産の（1）現金及び預金は、431万6,882円となっています。

（3）公有用地は、先ほど御説明させていただいたとおり、8億4,976万7,562円となっております。

流動資産合計は、8億5,408万4,444円となっています。

2、固定資産です。

（2）無形固定資産のソフトウェア65万3,400円は、平成30年度に購入した公社財務システムの減価償却後の残存価格で、無形固定資産合計も同額となっています。

（3）投資その他の資産の長期性預金500万円は、基本財産としての町からの出資金で、投資その他の資産合計も同額となっています。

固定資産合計は、565万3,400円で、先ほどの流動資産と合わせた資産合計は、8億5,973万7,844円となっています。

次に、負債の部です。

2、固定負債の（1）長期借入金は、金融機関からの借入金残高で、6億9,846万1,000円となっており、固定負債合計、また負債合計も同額となっています。

次に、資本の部です。

1、資本金の（1）基本財産500万円は、町からの出資金で、先ほどの資産の部、2、固定資産の（3）投資その他の資産における長期性預金と同額となっています。

2、準備金の（1）前期繰越準備金は、令和元年度から繰り越した金額を計上しており、1億5,671万3,790円となっています。

（2）当期純損失は、当期の損益計算上の損失を計上したもので、43万6,946円となっています。

準備金合計は、1億5,627万6,844円で、先ほどの資本金と合わせた資本合計は、1億6,127万6,844円となっています。

負債の部と資本の部を合わせた負債資本合計は、8億5,973万7,844円で、資産の部合計額と一致しております。



続いて、4ページ、5ページは財産目録ですが、3ページ、貸借対照表の内訳を記載したものですので、説明は省略いたします。

6ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書です。

当書類は、先ほど3ページ、貸借対照表の資産の部、1、流動資産の(1)現金及び預金431万6,882円の内訳を示すものとなっています。

1、事業活動によるキャッシュ・フローです。

公有用地取得事業収入は、公有地売却事業で得た収入23万412円を計上しています。

公有地取得事業支出は、支払利息などの支出マイナス101万8,020円を計上しています。

人件費支出は、役員報酬でマイナス5万3,000円、その他業務支出は、公社財務システム保守点検などの事務費でマイナス14万7,150円を計上しています。

小計マイナス98万7,758円に、預金に係る受取利息804円を差引きした事業活動によるキャッシュ・フロー計は、マイナス98万6,954円を計上しております。

3、財務活動によるキャッシュ・フローです。

長期借入による収入が1億3,100万円、長期借入金の返済による支出がマイナス1億5,578万446円、差引きマイナス2,478万446円を財務活動によるキャッシュ・フロー計として計上をしております。

4、現金及び現金同等物増加額または減少額は、1と3の計でマイナス2,576万7,400円を計上しております。

5の現金及び現金同等物期首残高、すなわち昨年度決算における期末残高3,008万4,282円と4との差引きが6の現金及び現金同等物期末残高で、431万6,882円を計上しております。

7ページをお願いします。

損益計算書です。

当書類は、3ページの貸借対照表の資本の部、2、準備金の(2)当期純損失43万6,946円の内訳を示すものとなっています。

1の事業収益と2の事業原価は、公有地取得事業に係る収益と原価を計上したもの

で、同額の23万412円となっており、事業総利益はゼロとなっています。

3、販売費及び一般管理費は、役員報酬や原価償却費などを計上したもので、43万7,750円となっており、事業損失も同額となっています。

4、事業外収益は預金に係る受取利息を計上したもので、804円となっています。

3と4の差引きを行った額、43万6,946円を経常損失として計上しており、同額が当期純損失となっています。

8ページから13ページは、ただいま御説明させていただいた決算に係る附属明細書となっています。参考にしていただければと思います。

それでは、続きまして、令和3年度予算について御説明させていただきます。

14ページからが令和3年度の予算書となっております。

15ページをお願いします。

第2条、事業計画の1、公有地売却事業です。

向洋駅周辺土地区画整理事業を目的とした府中町への売却事業費として、1億1,751万1,000円を計上しています。

なお、公有地取得事業の計上はありません。

16ページをお願いします。

第3条は収益的収入及び支出です。

第2条の公有地売却に係る収益や原価、また事務的な経費などを計上しております。

17ページをお願いします。

第4条は資本的収入及び支出です。

長期借入れに係る経費や借入れを償還する経費などを計上をしております。

18ページをお願いします。

第5条は長期借入金に係る目的や限度額などを記載をしております。

19ページをお願いします。

第6条は資金計画です。

第3条、第4条に計上した金額などを、受入れ・支払い別に計上をしています。

受入資金が3億2,027万9,000円、支払資金が3億1,278万9,000円、差引き749万円となっています。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 続いて質問に入ります。

質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

以上で、町長報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 皆様にお諮りをいたします。休憩をしようと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) それでは、40分まで休憩をいたします。

休憩。

(休憩 午前11時29分)

(再開 午前11時40分)

○議長(益田芳子君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 次に参ります。

日程第5、報告第10号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 報告第10号 令和3年6月25日提出。

専決処分の承認について。

令和3年府中町一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和3年4月1日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

財務部長。

○財務部長(胡子幸穂君) 財務部長です。

報告第10号、専決処分の承認についてを補足して説明します。

令和3年度府中町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年4月1日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものです。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、影響を受けている独り親世帯及び中小事業者等を支援する事業について、いずれも国、または県の補助金を活用したもので、速やかに実施する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものです。

専決処分の内容です。

令和3年度府中町一般会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,303万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ193億2,310万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、歳出、民生費に補正計上しています職員給与費事業（児童措置費）及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の特定財源で、2,972万8,000円の増額です。補助率は10分の10です。

目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、歳出、商工費に補正計上しています商工業支援事業の特定財源で、1,666万円の増額補正です。

款 県支出金、項 県補助金、目 商工費県補助金、頑張る中小企業応援事業補助金は、歳出、商工費に補正計上しています商工業支援事業の特定財源で、1,665万円の増額補正です。

6ページから歳出です。

款 民生費、項 児童福祉費、目 児童措置費、職員給与費事業（児童措置費）は、

8万2,000円の増額補正です。

次の、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る職員の時間外勤務手当等を計上しています。

続いて、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、2,964万6,000円の増額補正です。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国は、子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として、低所得の子育て世帯に対し、子ども1人当たり5万円を支給することを令和3年3月23日に閣議決定しました。

この対象者のうち、独り親世帯については、1、令和3年4月分の児童扶養手当を受けている世帯については、可能な限り5月までに支給すること、また、2、公的年金等の受給により、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない者、3、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、収入が児童扶養世帯受給者と同水準になっている者についても、可能な限り速やかに支給することとされました。1、2、3いずれかに該当する対象者は、346世帯、528人と見込まれ、子育て世帯生活支援特別給付金を5万円掛ける528人分の2,640万円計上し、その他事業に必要なシステム改修や通信運搬費等の事務費を合わせて計上しています。

特定財源として、先の職員給与費事業（児童措置費）も合わせて、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金が全額充当されます。

なお、事業実施状況ですが、1の令和3年4月分の児童扶養手当受給対象者293世帯、450人分については、5月11日に支給を行っております。それ以外の、2の公的年金等受給者及び3の家計急変者については、5月6日から申請受付を開始し、6月下旬から順次支給してまいります。

また、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯への給付金につきましては、当議会上程しています第25号議案、令和3年度府中町一般会計補正予算（第2号）に計上しています。

7ページです。

款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費、商工業支援事業は、3,331万円の増額補正です。

この事業は、府中町頑張る中小事業者応援事業として、県の補助金を受けて、中小事業者の支援を行うものです。

広島県の外出自粛要請による売上げが減少した中小事業者のうち、次の全てに該当する事業者が対象となります。

1、町内に本社、個人事業主の場合は住所がある事業者。

2、令和2年12月から令和3年2月までの間のいずれかの月で、売上高が前年同月比で30%以上減少した事業者。

3、これまで広島県が実施する事業者支援事業の対象外となっている事業者。

対象となる事業者には、1事業者につき30万円を支給します。申請事業者数を111事業者と見込み、頑張る中小事業者応援金3,330万円及び通信運搬費1万円を計上します。

特定財源として、県の頑張る中小事業者応援事業補助金を2分の1充当し、残る2分の1については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当します。

なお、事業実施状況ですが、6月11日現在で支給決定件数は93件となっております。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は歳出から行います。

6ページと7ページの歳出について、一括で質疑ございますか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番の齋藤なんですが、先ほど、6月11日現在で93件の報告があったんですが。このいわゆる業種別のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 自治振興課長兼職次長。

○生活環境部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

主な内訳を申し上げますと、道路旅客運送業、いわゆるタクシーといった事業者の方が約4割、続いて洗濯、理容、美容、浴場業の方が約2割、その他小売業の方が1割、後はそれぞれ細かい数字になっております。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に、歳入について質疑を行います。

5 ページの歳入について、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ここで昼休憩に入りたいと思います。13時から再開をいたします。なお、開会前に申し上げましたとおり、直ちに議員共済会総会を開催いたしますので、よろしくお願いたします。休憩。

（休憩 午前11時50分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

日程第6、報告第11号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第11号 令和3年6月25日提出。

専決処分の承認について。

府中町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第11号、専決処分の承認について（府中町税条例の一部改正について）を補足して説明します。

報告第11号参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町税条例の一部を改正するものです。

この専決処分による条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日に施行されるのに伴い、府中町税条例の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、町長の専決処分により改正し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

2、改正事項の概要です。

町民税関係、固定資産税関係、特別土地保有税関係及び軽自動車税関係の4点についての改正と、対象条項及び条文の整理を行うものです。

まず、（1）町民税関係です。

ア、給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長への事前承認が不要となったため、所要の措置を行うものです。

イ、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長への事前承認が不要となったため、所要の措置を行うものです。

ウ、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合の住宅借入金等特別控除の特例について、その適用期間を1年延長し、令和4年末までの入居者を対象とするものです。

（2）固定資産税関係です。

ア、固定資産税の特例に関する用語の意義の適用を令和5年度まで延長するものです。

イ、土地の価格が下落し、課税上著しく均衡を失すると認められる場合は、令和4年度及び令和5年度の据置年度においても、総務大臣が定める基準により修正した



価格を課税標準とする特例措置を継続するものです。

ウ、宅地等及び農地の価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものです。

エ、用地変更宅地等に課する固定資産税の課税標準について、令和3年度から令和5年度についても令和2年度までと同様に比準課税標準額による価格とする経過措置を適用するものです。

(3) 特別土地保有税関係です。

宅地等に係る税率の特例措置について令和5年度分まで延長するとともに、宅地評価土地に係る課税標準の特例措置を令和6年3月31日まで延長するものです。

(4) 軽自動車税関係です。

ア、自家用の3輪以上の軽自動車を取得した際かかる、軽自動車税の環境性能割については、性能によって非課税措置をされていますが、その適用期限を令和3年3月31日から変更して、令和3年12月31日まで9か月延長するものです。

イ、燃費性能に優れた環境負荷の小さい車両について、1年度分に限り、軽自動車税の種別割について、税率が軽減されていますが、その特例期限を令和3年3月31日から変更して、令和5年3月31日まで2年間延長するものです。ただし、令和3年4月1日以後の特例期間中に新車登録した自家用の軽自動車については、ハイブリッド車を含む電気自動車等に限定されます。ガソリン車の軽自動車については、一定の燃費基準を満たした営業用乗用車に適用範囲が限定されます。

3、施行期日です。

施行期日は令和3年4月1日です。ただし、2の(1)アは、施行日以後の電子提出について適用し、2(2)は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、2(4)アは、施行日以後に取得された軽自動車税に対する軽自動車税の環境性能割について適用し、2(4)イは、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用します。

4、専決年月日は令和3年3月31日です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長(益田芳子君) ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 固定資産税のことを聞きたいんですが、宅地がありますよね。宅地にちょっとネギだけとか野菜をちよろっと作って、固定資産税がかなり軽減されとるわけなんですよ、府中町に入ってくる固定資産税が。これをああいう宅地にちよろっと作ってるだけで認めるというのはいかがと思う。税収がほとんどそういうので入ってこなくなってることも結構あるわけなんですけど、農地法の関係でどの程度、例えば畑の全体をいろんな野菜、イモとか、例えばネギとかタマネギとかいろいろありますよね。そういったもので全体を使っておったらそれはしょうがないと思いますけど、本来宅地、高額な金額出して宅地で農地するいうのも考え方ちょっとおかしいんで、山とかちよとした家も建たない宅地で農地をするというのは正しいと思うんですが、高額な金額出して宅地を買って、そこでちょっと農地をするというのを見受けられますが、その点についてはどういう考えをお持ちなんでしょうか。

○議長（益田芳子君） 10番西議員、ただいまの発言なんですけど、できれば議案に関わる発言をお願いしたいと思います。

答弁できますか。

税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。ただいまの質問についてお答えします。

町内の現地確認を毎年行っております。宅地の中に一部ネギとかをされておるんで農地に見るということはあまりなくて、もしそうなったとしても介在農地という評価になって、税額としては宅地とほとんど似たような感じの評価になります。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

日程第7、報告第12号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第12号 令和3年6月25日提出。

専決処分の承認について。

府中町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第12号、専決処分の承認について（府中町都市計画税条例の一部改正について）を補足して説明します。

報告第12号参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町都市計画税条例の一部を改正するものです。

この専決処分による条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日に施行されるのに伴い、府中町都市計画税条例の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、町長の専決処分により改正し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

2、改正事項の概要です。

地方税法の改正に伴う都市計画税の課税標準の特例となる対象条項及び条文の整備

を行うものです。固定資産税と同様に、課税標準の特例の適用年度が延長されます。

3、施行期日です。

施行期日は令和3年4月1日です。ただし、改正後の規定は令和3年度以後の年度分について適用し、令和2年度分までは従前の例によることとしています。

4、専決処分年月日は令和3年3月31日です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

日程第8、第25号議案、令和3年度府中町一般会計補正予算（第2号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第25号議案 令和3年6月25日提出。

令和3年度府中町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度府中町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億912万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億3,223万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願ひします。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

財務部長。

○財務部長(胡子幸穂君) 財務部長です。

第25号議案、令和3年度府中町一般会計補正予算(第2号)について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

6ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、歳出、民生費に補正計上しています子育て世帯生活支援特別給付金給付事業及び職員給与費事業(児童措置費)の特定財源で、5,355万9,000円の増額補正です。補助率は10分の10です。

目、衛生費国庫補助金、母子保健衛生費補助金は、歳出、衛生費に補正計上しています母子保健一般事務事業の特定財源で、16万4,000円の増額補正です。補助率は2分の1です。

目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、846万円の増額補正です。この交付金は、新型コロナウイルス感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済・住民生活の支援に資する事業を対象とする交付金です。総務費、民生費、衛生費、土木費及び消防費に所要の事業費を計上しています。

なお、名称が長いため、これ以降はコロナ交付金と省略させていただきます。

項 国庫委託金、目 教育費委託金、子供の読書活動推進事業委託金は、歳出、教育費に補正計上しています教育一般事務事業の特定財源で、12万円の増額補正です。

補助率は10分の10です。

7ページです。

款 県支出金、項 県負担金、目 総務費県負担金、地籍調査事業負担金は、歳出、総務費に補正計上しています財産管理一般事務事業の特定財源で、70万6,000円の増額補正です。負担率は4分の3です。

項 県補助金、目 民生費県補助金、子どもの予防的支援構築事業補助金は、歳出、民生費に補正計上しています子どもの予防的支援構築事業の特定財源で、1,034万円の増額補正です。補助率は10分の10です。

目 教育費県補助金、教育支援体制整備事業費補助金は、歳出、教育費に補正計上しています学校運営改善推進事業の特定財源で、64万3,000円の増額補正です。補助率は10分の10です。

項 県委託金、目 総務費委託金、県民税徴収取扱費交付金は、歳出、総務費に補正計上しています過誤納還付金事業の特定財源で、592万3,000円の増額補正です。委託割合は、県民税徴収金取扱割合によります。

8ページです。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算に必要な一般財源を措置するもので、1,951万2,000円の増額補正です。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入、宝くじコミュニティ助成金は、360万円の増額補正です。この助成金は、宝くじの社会貢献・広報事業として活力ある地域づくりなどに対し、一般財団法人自治総合センターから交付されるもので、助成率は10分の10です。歳出、総務費の地域コミュニティ活動支援事業に所要の事業費を増額計上しています。

款 町債、項 町債、目 民生債、ふれあい福祉センター改修等事業債は、歳出、民生費に補正計上していますふれあい福祉センター改修等事業の特定財源で、610万円の増額補正です。起債充当率は90%です。

9ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、地域コミュニティ活動支援事業は、360万円の増額補正です。町内会からの申請に基づき、一般財団法人自治総合センターにコミュニティ活動備品の申請を行い、助成金の交付決定を受けたことから、

町内会地域活動促進事業補助金を増額補正するものです。

補助対象は2つの町内会です。府中ニュータウン下区自治会に250万円、柳ヶ丘第1町内会に110万円です。内容は、両団体とも、町内会集会所で使用する会議用の机・椅子、パソコン等の備品となります。特定財源として、宝くじコミュニティ助成金が全額充当されます。

目 財産管理費、財産管理一般事務事業は、94万2,000円の増額補正です。県の地籍調査事業を活用し、町内の街区境界調査を行います。調査地区は本町一丁目の一部で、主にくすのきプラザ周辺地区の境界調査を予定しています。特定財源として、地籍調査事業費負担金が充当されます。

続いて、庁舎維持管理事業は、389万1,000円の増額補正です。町内公共施設に新型コロナウイルス感染症対策として、アクリルパーティションを設置します。特定財源として、コロナ交付金を全額充当します。

目 諸費、過誤納還付金事業は、1,929万7,000円の増額補正です。個人町県民税及び法人町民税において、過年度分の歳出還付が発生したものです。内訳は、外国との税条約による更正が2件、雑所得の申告年度の修正による更正が1件、法人の決算による更正が1件です。特定財源として、個人町県民税の歳出還付に係る県民税徴収取扱費交付金を充当します。

10ページです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉施設費、ふれあい福祉センター改修等事業は、679万6,000円の増額補正です。ふれあい福祉センター2階事務室の空調設備の更新を行うものです。

当該空調設備は、ふれあい福祉センター新築当時からのもので、設置から24年が経過しており、経年劣化による故障が発生しています。現在、室外機の中にある圧縮機3台のうち1台が故障し、残りの2台で稼働している状態ですが、設備等が古く、冷媒ガスの規格変更や部品の廃番などがあり、修繕では対応できないため、空調設備を更新するものです。なお、特定財源として、ふれあい福祉センター改修等事業債を充当します。

目、障害福祉費、地域生活支援事業は、20万1,000円の増額補正です。聴覚障がい者の相談支援事業として、役場2階福祉課の窓口到手話通訳者を常時1名配置していますが、新型コロナウイルス感染症等による緊急的な派遣依頼等の対応として、

手話通訳者を増員し、体制強化を図るため増額補正するものです。特定財源として、コロナ交付金を全額充当します。

11 ページです。

項 児童福祉費、目 児童福祉総務費、子どもの予防的支援構築事業は、1,034万円の増額補正です。この事業は、広島県のモデル事業として令和元年度から開始したもので、子どもの育ちに関係する福祉や教育など様々な情報をAIを活用してリスク予測を行い、その結果を参考にして、支援の必要性について関係する部局・機関が連携して協議し、リスクを抱える子どもを多面的・継続的に支援することで児童虐待の未然防止を目指すもので、令和2年度にシステムを構築し、学校が運用するシステムからのデータ出力を予定していましたが、出力項目の選定・調整等に時間を要したため、令和2年度に予定していた第3期改修分の実施が令和3年度にずれ込んだものです。

今回の改修により、ネウボラセンターのデータと合わせて、町内の中学生までのデータが蓄積されます。特定財源として、子どもの予防的支援構築事業補助金が全額充当されます。

目 児童措置費、職員給与費事業（児童措置費）は29万5,000円の増額補正です。次の、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る職員の時間外勤務手当等を計上しています。

続いて、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、5,326万4,000円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国は、子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として、低所得の子育て世帯に対し、子ども1人当たり5万円を支給することを令和3年3月に決定しました。

このうち、独り親世帯については、先ほど報告第10号で専決処分の承認をいただきました令和3年度一般会計補正予算（第1号）で予算措置を行い、令和3年4月分の児童扶養手当受給世帯に対しては、既に支給を行っているところであります。

今回の補正では、対象者は、1、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者のうち令和3年度分の住民税均等割が非課税の者、2、18歳年度末までの子（障がい児は20歳未満）または令和3年4月以降、令和4年2月末までに生まれる新生児、いずれかの養育者のうち令和3年度分の住民税均等割が非課税の者または家計急変者で住民税均等割が非課税の者と同様と認められる者と



なります。

対象児童は1,023人を見込み、1人5万円を支給するため、子育て世帯生活支援特別給付金5,115万円を計上しています。また、事業を行うために必要なシステム改修費や通信運搬費、人件費等の事務費を合わせて計上しています。特定財源として、先の職員給与費事業（児童措置費）も合わせて、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金が全額充当されます。

目 保育所費、保育所一般事務事業は、140万5,000円の増額補正です。通常業務に加え、入所選考に係るAIシステムの導入検討事務や保育所等の公募について、その必要性も含めた検討事務が増えたことにより、業務量が増加していることから、会計年度任用職員1名を雇用するものです。期間は8月から翌年3月までの8か月間です。

12ページです。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 母子保健費、母子保健一般事務事業は、323万2,000円の増額補正です。会計年度任用職員の保健師1名と事務員1名、合計2名を雇用するための人件費です。

保健師については、職員の産休・育休代替としての雇用です。また、事務員については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため乳幼児教室などの事業をオンラインで実施したり、幼児の健診を集団健診から個別健診に変更する等、個別での支援や相談が増えている状態であることから、事務員1名を増員し、事務業務に係る保健師の負担を減らすことで、個別支援体制の充実を図るものです。期間は、いずれも8月から翌年3月までの8か月間です。特定財源として、保健師分については母子保健衛生費補助金を充当し、事務員分については、感染症対策としてコロナ交付金を全額充当します。

13ページです。

款 土木費、項 都市計画費、目 公園費、公園維持管理事業は、243万5,000円の増額補正です。来場者の多い空城山公園施設内での密集した状況の分散化を図るため、利用者が早朝や夜間にも利用できるよう、園路灯のLED整備・増設を図るものです。ウォーキング等の早朝・夜間における利用者の安全確保、健康増進に寄与するもので、早朝や夕方以降も安心してウォーキング・ジョギング等の利用が可能となるため、3密対策としてコロナ交付金を全額充当します。

款 消防費、項 消防費、目 常備消防費、救急活動事業は、52万8,000円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症対策として、救急車内の換気・消毒が求められているところですが、通常のアルコール消毒の場合、消毒後2時間の換気が必要とされており、迅速な出動に支障が起こりかねません。そのため、運行中にも使用可能で常時消毒状態が保てるオゾンガス発生装置を救急車2台に備え付けるため、増額補正するものです。感染症対策としてコロナ交付金を全額充当します。

なお、当町の救急体制は3台体制プラス予備車1台で行っておりますが、当議会に第32号議案、財産の取得についてとして上程しております新しい救急車にも同様の装置を整備して納車を受けることから、3台ともオゾンガス発生装置を整備した状態となります。

14ページです。

款 教育費、項 教育総務費、目 事務局費、教育一般事務事業は、12万円の増額補正です。国が実施する子供の読書活動推進事業において、府中町教育委員会の事業計画が採択されたことから、補正計上するものです。

府中小学校をモデル校とし、ICT機器を活用した読み聞かせ等を行います。特定財源として、子供の読書活動推進事業委託金が全額充当されます。

続いて、学校運営改善推進事業は、64万3,000円の増額補正です。教育支援体制整備事業費補助金を受け、非常勤講師を両中学校に配置し、個別に支援を行うことにより学習意欲の向上と学力の定着を図るものです。県補助金が全額充当されます。

項 小学校費、目 学校管理費、小学校管理運営事業は、213万8,000円の増額補正です。府中南小学校については、当初、近隣の大型マンションの建設等の要因もあり、児童数の増加とともにクラス数の増加が想定され、クラス数が27クラス以上の大規模校になることにより、県費の学校事務職員が2名配置されるものと見込んでおりました。しかし、基準日のクラス数が25クラスとなり、県費の学校事務職員の配置が1名となったため、町費で1名分の会計年度任用職員（学校事務員）を措置するものです。

次に、第2条、地方債の補正について、第2表、地方債補正により説明します。

3ページを御覧ください。

変更です。

ふれあい福祉センター改修等事業の限度額は、補正前が3,480万円、補正後は

4, 090万円です。

起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更ありません。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。

まず、9ページについて質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 9ページの財産管理一般事務事業で街区境界調査の委託料を補正で計上されているんですが、これは記憶によるところによると、4次総の前期計画の中で行っていくという計画の調査と同じものかどうかということと、あと全町的にこの街区境界調査というのは行っていこうということでの第一弾という扱いでいいのかということ、その全体的な計画を教えてくださいということです。

それと、今回本町一丁目地区ということで選定された理由いうのを、ちょっと全体的な計画とこの地区の選定理由を教えてください。

○議長（益田芳子君） 答弁。

管財課長。

○管財課長（宮迫五郎君） 管財課長です。ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

まず、街区境界調査なんですけども、この街区境界調査については、国土調査法に基づいて令和2年度に新設された項目です。そのため、府中町のほうで国土調査事業10か年計画というのが令和2年度から令和11年度まで、第7次計画になるんですが計画を立てております。この中で、以前は、当然街区調査という名称でなくて、官民境界先行調査という名称で上がっておりました。今まで、平成29年度に本庁、府中町の役場をやっております。その後は災害関係がありまして、事業自体はちょっと休止状態でした。で、令和3年、今年も県との打合せの中ではちょっと予算措置が難しいということで見送る方針でいたんですが、令和2年度の先ほどの改定で、街区境界調査という項目で補助対象になるということで、新しい枠ができましたので、その枠を活用して令和3年度から再度再開できるという状況になりましたので、このたび補正を出させていただいたものです。

以上です。

○議長（益田芳子君） 財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

ちょっと補足なんですけれども、実は、平成29年度に役場本庁舎の周りを先ほど言いました官民境界調査をやっております。その次の平成30年に、今度はくすのきプラザの周りという予定だったのですが、平成30年7月豪雨でそれが延期になって、令和3年度に再開する運びになったというものです。

以上です。

○議長（益田芳子君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） ありがとうございます。そういう計画があって進んでいたというのは知りませんでしたので、そういった官民境界調査が計画的に進んでいくということで、もともと計画を持っていたという答弁でした。ということで、今回再開されるということですけど、ちょっとその今後の計画について概要を教えてくださいんですけど。

○議長（益田芳子君） 管財課長。

○管財課長（宮迫五郎君） 管財課長です。

今後の計画というのが、先ほど申しました第7期の計画にのっとって調査していく話になるんですが、まずは主立ったところということで、公共施設を中心に今の計画が成り立っております。第7期の10か年計画においては、まず令和4年度が府中小学校周辺、令和5年度は総社会館周辺、令和6年が南交流センター周辺、令和7年が東小学校周辺、令和8年度が中央小学校周辺、令和9年が府中中学校周辺、令和10年が緑ヶ丘中学校周辺、令和11年が南公民館周辺という計画となっておりますので、この計画に基づいて計画を執行していきたいと思っております。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に、10ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に、11ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に、12ページで質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、次に、13ページで質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番(寺尾光司君) 13ページの公園の維持管理事業で説明があった中で、空城に、園路灯にLED等を増設して早朝・夜間等のウォーキングができるようにという説明があったんですけど、現在、空城は夜間は門を閉めてるんじゃないかなというふうに、利用時間が設定されていたような気がするんですけど、これによって、早朝・夜間の利用時間が延びるんかどうかいのをちょっと教えていただきたいんですが。

○議長(益田芳子君) 維持管理課長。

○維持管理課長(谷口洋二君) 維持管理課長です。

夜間は入り口は閉門しております。ですが、季節によりまして、夕方の夕暮れどきとか薄暗いときに安全に利用者の皆さんがウォーキング等ができるように考えて設置をするものです。

以上です。

○議長(益田芳子君) 11番寺尾議員。

○11番(寺尾光司君) 閉門時間を変更するということですか。

○議長(益田芳子君) 維持管理課長。

○維持管理課長(谷口洋二君) 維持管理課長です。

利用時間は変更する予定はありません。

以上です。

○議長(益田芳子君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、次に、14ページで質疑ございますか。

4番狩野議員。

○4番(狩野雄二君) 4番狩野です。

学校運営改善推進事業で、両中学校に会計年度任用職員を採用されるということなんですけど、具体的に、この非常勤講師の方というのは何を教えられる方になるんでしょうか。お教えてください。

○議長(益田芳子君) 学校教育課長。

○学校教育課長(立花淑子君) 学校教育課長です。

主に、理科や英語の授業に入っていて、一斉指導では理解の難しい生徒への個別支援や理科実験の補助であるとか、英語でのやり取りの補助をしていただくようになります。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） その次の小学校の管理運営事業に関してですが、小学校管理運営事業は大規模校にならんかったんで町費の事務職員を設置するということだったんですけど、昨年の12月補正から、この4月の児童数・生徒数の増を見込んで手を打っていったという記憶があるんですが、その結果どういう状況になったのかと、一部では見込んだ数ほどいかなかったということですが、その計画と実際のギャップというか、どういうふうな状況になってるかいうのを教えてください。

○議長（益田芳子君） 教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（岩崎雅男君） 教育委員会総務課長でございます。

町立学校の児童生徒数の推計につきましては、令和3年の1月に推計値を立てまして推計しているところです。その推計値と本年5月1日現在の実数との差ということですがけれども、まず、児童数につきましては、推計値よりも小学校5校で158人少ないような状況がございます。それと、中学校につきましては、推計値と実数との差は86人ほど実数のほうが少ないというようなことになっております。

また、クラス数で申しますと、小学校5校では6クラスほど推計値よりも少なかったということと、あと中学校では1クラスほど推計値より少なかったというような状況でございます。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に、歳入について質疑を行います。

6ページから8ページの歳入について、一括で質疑ございますか。

○議長（益田芳子君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 6ページのコロナ交付金の関係なんですけど、今回、

846万円の補正ということではあるんですけど、町長の行政報告でもありましたように、まだ1億幾らか繰り越しているという話もあったんですけど、府中町に交付される予定であと幾ら残っているのかというのを教えていただきたいのと、それと一つ考え方として、補正ですべて対応するという方法も確かにあるとは思いますが、一括して予備費に上げるという方法は考えられないのかというのは、ちょっとこれは財政特有の考え方を教えてほしいということです。

○議長（益田芳子君） 財政課長兼職次長。

○財務部次長兼財政課長（中本孝弘君） 財務部次長です。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、今年の枠的にはどれくらいあるのかということなんですけども、今日の冒頭で町長の報告でもありましたが、府中町への新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分額自体は、5億8,000万円ほどあります。そのうちの内訳として、令和2年度分として4億3,370万円余りということで、令和3年度分への配分が差し引いた1億5,020万円余りということになっております。その中の、1億5,020万円の中で当初予算に計上しているものもございます。それと、専決でも承認いただきました頑張る中小事業者の応援金として1,666万円、それと今回の本補正計上で充当させていただくものを合わせて、残りが約1億1,000万円という数字になります。

今後の計画なんですけども、国のほうに、内閣官房室のほうなんですけども、今から3年度分の実施計画を提出するという計画になっております。その計画書を提出する期限が7月末ということになっておりますので、今取りまとめをやっている最中なんですけども、そこで計画書に載せてある事業が基本的にコロナ交付金を充当できる事業というふうになっております。

予備費の活用を検討しているかというお話なんですけども、予備費も、実は、既に今年度も困窮世帯の女性への生理用品、これの助成を始めているんですけども、それは予備費を充当しております。それ以外でも、例えば中小事業者の応援金とかで予算を超えるようなことがあれば予備費での対応ということを考えております。それ以外では、基本的には、今からの9月補正とか12月補正で議会の場でお示ししたものを充当していくという形で考えております。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、次に参ります。

3 ページの第2表、地方債補正について質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 次に参ります。

日程第9、第26号議案、府中町税条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第26号議案 令和3年6月25日提出。

府中町税条例の一部改正について。

府中町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、引き続き、財務部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

財務部長。

○財務部長(胡子幸穂君) 財務部長です。

第26号議案、府中町税条例の一部改正について、補足して説明します。

第26号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町税条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

まず、第1条による改正です。

(1)のア、個人の町民税の均等割の非課税、均等割の軽減及び所得割の非課税の判定に用いる扶養親族の人数から国外に居住する30歳以上70歳未満の者を原則除外するものです。

これは、令和2年度の税制改正において、令和5年分以後の所得税につき、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しが行われたことを踏まえたもので、令和6年度分以後の個人の町民税について適用されます。

(2)個人の町民税における特定一般用医薬品等を購入した場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制について、現状では令和3年12月31日が適用期限となっておりますが、その適用期限を5年延長するものです。

(3)浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設を設置した場合、固定資産税の課税標準の特例率（軽減割合）を3分の1に定めるものです。

(4)平成30年7月豪雨から2年を経過することから、令和3年3月31日で適用期限を迎える災害関連税制について、2年間引き続き被災住宅用地特例を延長することとし、その適用を受けようとする者がすべき申告等について定めるものです。

続いて、第2条による改正です。

(5)は、地方税法等の法律の改正に伴い、引用する条番号等の整理を行うものです。

3、施行期日です。

施行期日は公布の日です。

ただし、(1)は令和6年1月1日、(2)は令和4年1月1日、(3)は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行日です。

4、経過措置です。

(1)は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によります。

(4)は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例によります。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番の齋藤ですが、ちょっと私これ理解できないんで、ちょっと具体的にお願ひしたいと思います。

2番の特定一般用医薬品などを購入した場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、その適用期限を5年延長し、令和9年度分までですると、これがちょっと理解できませんので具体的にお願ひしたいんですが。

以上です。

○議長（益田芳子君） 答弁。

税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。

セルフメディケーションについてですけれども、普通、確定申告の場合にはかかった医療費控除でされる方が多いんですけれども、そこまで医療費がかかっていないという方につきましては、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持・増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行われている個人が、一定の医薬品の購入をして健康管理を行っておられた場合に、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2,000円を超えるときは、その超える部分の金額を総所得金額から控除できるという制度になります。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番の齋藤なんですが、例えばワクチン注射を打って、いわゆるある程度頭痛がしたと、それで長期間にわたってロキソニンとかそういった医薬品を飲んだ場合にはそういったものが適用になるいうか、そういう具合に考えていいですかね。

○議長（益田芳子君） 答弁。

税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。

これは、ロキソニンとかどういう薬いうのはちょっとそこまで把握はしてないんですけども、日々の健康管理の中でかかった医薬品についての総額を控除するものになります。

以上です。

○議長（益田芳子君） 財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

ちょっと補足をいたします。要は、病院代がたくさんかかる方というのは普通医療費控除をされます。そこまで病院代かかってない方の中で、例えば健診とか人間ドックで自分の健康管理をちゃんとやっておられる方について、普通のドラッグストアとかで買う薬品について、その薬品代を医療費控除の代わりにできるというのがこのセルフメディケーション税制、ワクチンとはちょっと関係ないです。普通の風邪薬ですとか、胃腸薬ですとか、そういうものについてもこのセルフメディケーション税制に当たる薬が、多分販売するときに対象となりますみたいな形の表示がされておられると思います。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

日程第10、第27号議案、府中町手数料条例等の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第27号議案 令和3年6月25日提出。

府中町手数料条例等の一部改正について。

府中町手数料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、町民生活部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。

第27号議案、府中町手数料条例等の一部改正について、補足して説明いたします。

第27号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正により、府中町手数料条例等の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

第1条による改正、府中町手数料条例の一部改正についてです。

番号利用法の改正により地方公共団体情報システム機構が、個人番号カードの発行主体として手数料を徴収することが明確化されたため、個人番号カード交付等手数料に係る規定を削除するものです。手数料の徴収主体は、府中町から地方公共団体情報システム機構に変更となりますが、その徴収事務については、町が委託を受けるため、窓口における手数料徴収業務は今までと変わりはありません。

続きまして、第2条による改正、府中町個人情報保護条例の一部改正及び第3条による改正、府中町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に

については、いずれも法律の改正に伴い、引用する号番号等の整理を行うものです。

3、施行期日は、改正法律の施行と同じ令和3年9月1日です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

日程第11、第28号議案、府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第28号議案 令和3年6月25日提出。

府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部改正について。

府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税及び介護保険料の減免の申請の特例を令和3年度も継続するため、条例の一部を改正するものであります。

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第28号議案、府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部改正について、補足して説明します。

第28号議案参考資料を御覧ください。

このたびは、府中町国民健康保険税条例と府中町介護保険条例の2つの条例を同一の趣旨により改正する必要がありますので、1本の改正条例で2つの条例を改正するものです。

1、改正の趣旨です。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税及び介護保険料の減免申請の特例を令和3年度も継続するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

国民健康保険税及び介護保険料の減免につきましては、条例において、災害その他特別な理由がある場合に、納期限等までに減免申請をしなければならない旨が規定されています。

昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した者が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に、納期限が設定されている令和元年度分、令和2年度分の国民健康保険税または介護保険料の減免を受けようとする場合においては、その申請期限の特例を設け、遡及適用を可能とする条例改正を行ったところです。

そのことを踏まえまして、昨年度実施した、国民健康保険税及び介護保険料の減免申請の特例を、令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている令和3年度分までに延長するものです。

また、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、国が定める減免基準に該当する者については、国民健康保険税または介護保険料の減免を行った場合には、国費・県費による財政支援が令和3年度も講じられることとなり、申請期限が過ぎている場合においても、遡って減免を行うことが可能とされました。

当町におきましても、この特例措置を適用するために本改正を行うものです。

3、施行期日は公布の日ですが、改正後の規定は令和3年4月1日から適用します。補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本です。

改正概要のところなんですけども、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がったというふうにあるんですけども、具体的に、どのような規定になっておるか教えていただければと思います。

○議長（益田芳子君） 税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。

収入の減少についてですけれども、令和2年中、1月から12月までの収入と、今回令和3年の収入が10分の3以上減少するような方が該当になります。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ここで休憩を取りたいと思います。14時20分まで休憩いたします。休憩。

（休憩 午後 2時07分）

（再開 午後 2時20分）

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第12、第29号議案、府中町交通安全対策会議条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第29号議案 令和3年6月25日提出。

府中町交通安全対策会議条例の一部改正について。

府中町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、交通安全対策会議の委員構成を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、町民生活部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。

第29号議案、府中町交通安全対策会議条例の一部改正について、補足して説明いたします。

第29号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

交通安全対策会議の委員構成を変更するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

府中町交通安全対策会議は、府中町交通安全計画の作成や陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議を行い、その施策等の実施を推進することを目的として、設置していますが、昨今の経済社会情勢の変化等に伴い、交通事業を取り巻く環境も変化していることから、委員の構成区分ごとの定数を廃止し、地域の交通実態に即した委員の構成ができるよう改正するものです。

また、交通施策はこれからも重要性を増すことから、定数の上限を11人から15人とし、町内で交通安全運動に関わっておられる地域の方々から助言をいただくため、構成区分に町長が必要と認めた者を新たに加えるものです。

3、施行期日は公布の日です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

9 番梶川議員。

○9 番（梶川三樹夫君） この会議は、大体年に1回とか年に何回とかそういう間隔でやっておられるんでしょうか。会議の何回やってるかという、お願いします。

○議長（益田芳子君） 自治振興課長兼職次長。

○生活環境部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

ただいま会議の開催件数ということでお話がございましたが、実は、今回第11次の府中町交通安全計画を策定するに当たりまして、この条例の一部改正ということでさせていただいたんですが、この会議は今まで開催したことがございません。今回、改めてこの計画を策定するに当たりまして、先ほど御説明しましたように、社会情勢、そういったものを踏まえてこの会議を開催する必要があるのではないかということで整理をさせていただこうということでございます。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） それに関してですけれども、町長の裁量で柔軟性をもって委員さんを選ぶということでそれはいいと思います。具体的に、例えばその昨今の交通情勢を勘案したり、あるいは今後新しい会議を開くに当たって、例えばこんな関係者を入れたいんだとか、あるいは具体的に誰とは言わんでもいいですけど、こういう方面を入れようと、それによって新しい計画を立てるんだという方針があったら教えてください。

○議長（益田芳子君） 自治振興課長兼職次長。

○生活環境部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

こちらも、先ほど部長のほうから御説明させていただきましたが、今回新たに前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めて委嘱し、または任命する者ということを加えさせていただいております。こちらにつきましては、交通安全推進隊とか、地域で実際に見守りをさせていただいたりする方、そういった生の御意見をお聞きしたいということで委員の構成に入れることのできる可能性を含めて今回こういうふうな改正にさせていただきました。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番齋藤なんですが、一応、今地域安全推進委員とか、さっき言われた推進隊、これをちょっと教えてもらいたいんですがね。地域安全推進委員のほうは、僕6年間やらせてもらったんで分かるんですが、推進隊のほうのちょっとどういういわゆる状況かいうのを教えてください。

○議長（益田芳子君） 自治振興課長兼職次長。

○生活環境部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

推進隊はその名前が示すとおり、交通安全に対して、例えば朝児童が歩道等で安全に渡っているかということの交通整理をしたり交通事故防止のための運動を行う、そういった方々でございまして、町内に数名がということで活動していただいている方でございます。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） 14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） それは、いわゆる町内いうか、町が認めた方なんですかね。その辺りがちょっと僕もよう分からんのですが、町内会じゃないはずですから。ちょっとその辺り僕も理解できないいうか、地域安全推進委員の場合はよく分かるんですが。

○議長（益田芳子君） 自治振興課長兼職次長。

○生活環境部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

交通安全推進隊はあくまでも民間のボランティアさんでやっていただいておりますということで、町内のそういった交通安全に対する取組を率先してしていただいている方ということでございます。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本です。

具体的に、この安全対策会議というのは、例えばどこかに横断歩道つけてほしいとかいうようなことを検討されるとか、そういうふうなことでよろしいんですかね。

○議長（益田芳子君） 自治振興課長兼職次長。

○生活環境部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

内容としましては、ちょっと抽象的な表現ではございますが、第4次総合計画に掲げております交通安全対策を推進し、交通事故死亡者を減少させるとともに、交通事故発生件数の減少や負傷者数を減少させる取組、町民を交通事故の脅威から守ることを目標に掲げた取組を積極的にやるということの内容になっております。ですから、今おっしゃいましたようなことも当然のことながら含まれてくるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

日程第13、第30号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第30号議案 令和3年6月25日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第25号）第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

補足説明は、建設部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

第30号議案、工事請負契約の締結について補足して説明します。

第30号議案参考資料を御覧ください。

工事名は、みくまり三丁目地区急傾斜地崩壊対策工事です。

工事場所は、府中町桜ヶ丘。

契約金額は、4,059万円。

契約の相手方は、東広島市西条御条町4番8号 ジーエム建設株式会社でございます。

仮契約日は、令和3年4月28日。

工期は、議会の議決のあった日の翌日から令和4年2月28日まででございます。

工事概要について御説明します。

次のページのA3の参考資料を御覧ください。

本工事は、令和2年7月豪雨災害により広島県が指定したみくまり三丁目地区土砂災害警戒区域内において、崩壊したのり面を復旧する工事で、国庫補助採択を受けております。

平面図を御覧ください。

工事内容は、崩壊したのり面と周辺のにり面に崩壊対策工として、吹付法枠工468平方メートル、落石防護柵工36メートルを施工するものです。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番寺尾です。

この急傾斜地の崩壊対策事業というのは、去年の予算の繰越しも入ってるのではないかと思うんで、ちょっとその去年の繰越し費も合わせて今回発注するのかなのか

いう確認を1点と、それと、全体的に言えばかなり金額的には安く落ちてるんですけど、去年の7月災害での復旧工事ということですが、この工事範囲はこれで全てなのか、これからさらに1期、2期ということで復旧場所が増えていくとか、計画的に今後追加でやっていくようなところなのかどうかというちょっと2点ほどお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長でございます。寺尾議員の御質問について、御答弁させていただきます。

まず、この工事が昨年度の繰越しかという御質問につきましてですけれども、この工事は昨年度の繰越し工事となっております。先ほど財務部長のほうからも説明がありました。昨年度の設計のほう境界確認の関係で遅れまして、それに合わせて工事のほうも繰り越しております。

もう一つの質問で、これが工事として全てかという御質問ですけれども、今、建設部長が説明した工事内容が全てで、今年度で工事は完了する予定でございます。

説明は以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

日程第14、第31号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第31号議案 令和3年6月25日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第25号）第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

補足説明は、引き続き、建設部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

第31号議案、工事請負契約の締結について補足して説明します。

次のページの第31号議案参考資料を御覧ください。

工事名は、府中小学校体育館等改修工事。

工事場所は、府中町本町二丁目15番2号の府中小学校でございます。

契約金額は、9,218万円。

契約の相手方は、広島市西区竜王町5番15号 宮本塗装工業株式会社です。

仮契約日は、令和3年5月31日。

工期は、議会の議決のあった日の翌日から令和3年12月28日まででございます。

それでは、工事概要について説明します。

次のページのA3の参考資料、工事概要説明書のほうを御覧ください。

本工事は、令和2年度の維持保全計画に基づいて公共施設維持保全事業として実施をするものです。

左下の配置図に赤で着色しております、府中小学校の体育館及び特別教室棟について、屋根防水と外壁塗装及び改修を行うものです。

体育館、特別教室棟とも屋根防水、外壁塗装を行い、併せて一部躯体劣化部分の改修とコンクリートの剥落防止対策を実施し、建物の長寿命化を図るものでございます。

右側の図面を御覧ください。

施工面積は、体育館の屋根防水改修が約1,620平方メートル、外壁改修が約

1, 210平方メートル、特別教室棟の屋根防水改修が約780平方メートル、外壁改修が約1,610平方メートルとなっています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 府中小学校の特別教室棟と体育館の屋根と外壁の塗装ということですが、一応、工期が年内という設定になってますが、子どもへの授業の支障がないような対策を取られるとは思いますが、こういった対策を取られるのかというのをちょっと、子どもへの影響を、支障が出ないような方法をどういうふうにするのかというのを教えてください。

○議長（益田芳子君） 答弁。

建築課長兼職次長。

○建設部次長兼建築課長（川口正幸君） 建設部次長です。

一応、夏休みのほうで着工いたしまして、音の出る作業とかそういうものをできるだけやりたいというふうに考えております。ただ、夏休みだけでは期間が足りませんので、残る工事に関しては土日を活用して、平日は音の出ないような作業を中心に施工してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

日程第15、第32号議案、財産の取得についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第32号議案 令和3年6月25日提出。

財産の取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく条例で定める財産の取得をするためでございます。

補足説明は、消防長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

消防長。

○消防長（新宅和彦君） 消防長です。

第32号議案、財産の取得について補足して説明いたします。

第32号議案参考資料を御覧ください。

取得する財産ですが、災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車）1台です。

購入金額は、1,889万4,920円。

契約の相手方は、広島市西区三篠町三丁目14番17号 広島日産自動車株式会社です。

この車両は、救急4号車の更新車両であり、また緊急消防援助隊の登録車両とするものです。

財産取得に関する仮契約の概要ですが、指名競争入札にて執行し、本年5月18日に仮契約を締結しております。納入期限につきましては、令和4年3月31日としております。

取得財産の明細ですが、シャシーは、高規格救急自動車専用シャシーで日産キャラバンです。乗車定員は7人、排気量2,500ccのガソリン車でオートマチックの4輪駆動車です。



充当財源は、充当率100%の地方債、緊急防災・減災事業債を見込んでいます。

補足説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 普通の救急車とどこがどのように違うのか、そこらをちょっと説明していただけますか。

○議長（益田芳子君） 警防課長。

○警防課長（松田和将君） 警防課長です。

こちらの今回購入する救急車ですけれども、災害対応特殊救急自動車、こちらですけれども、救急隊員の行う応急処置等の基準に定める応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する4輪駆動のものであります。

救急救命士が行う救命処置に必要な資機材を搭載し、気管挿管や薬剤投与などの特定行為を実施するスペースが確保された高機能・高性能な救急車です。従来型に比べ、排気量が大きく、室内で救急隊員が立ったまま処置が行える広さを有しております。また、ベッドがスライドするので、患者の左右・両側から処置が行えるような設備になっております。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

9番梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） ちょっと聞き逃したかもしれないんですけど、古い救急車が駄目になったからこれを替えるのか、また1台増えたのかちょっと聞きたいと思います。

○議長（益田芳子君） 警防課長。

○警防課長（松田和将君） 警防課長です。

今回の購入に際して、府中町消防本部では救急車を4台所有しております。実動車は1号車から3号車まで、4号車は予備車として備えております。今回は、その4号車、予備車の代わりに新しい救急車を購入するようにしております。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、以上をもって質疑を終わります。  
討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、お諮りします。  
本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 次に参ります。
日程第16、第33号議案、財産の取得についてを議題に供します。
本案について、理事者の説明を求めます。
町長。

○町長(佐藤信治君) 第33号議案 令和3年6月25日提出。
財産の取得について。
議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第25号)第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく条例で定める財産の取得をするためでございます。

補足説明は、消防長が行います。よろしく申し上げます。

○議長(益田芳子君) 補足説明。
消防長。

○消防長(新宅和彦君) 消防長です。
第33号議案、財産の取得について補足して説明いたします。
第33号議案参考資料を御覧ください。
取得する財産は、高度救命用資機材一式です。
購入金額は、1,958万円。

契約の相手方は、広島市中区上幟町11番3号の日本船舶薬品株式会社広島営業所です。

この資機材は、第32号議案で取得する高規格救急自動車に積載するものです。

財産取得に関する仮契約の概要ですが、指名競争入札にて執行し、本年5月18日に仮契約を締結しております。納入期限につきましては、令和4年3月31日としております。

取得財産の明細ですが、気道確保用資機材一式、ビデオ喉頭鏡、自動体外式除細動器、輸液用資機材、血中酸素飽和度測定器、心電計、自動心臓マッサージシステム、携帯型酸素セット、スクープストレッチャ、バックボード、各種固定具、その他救急・救命用資機材です。資機材は、国が示す高度救命用資機材の基準を満たす仕様です。

充当財源は、充当率100%の地方債、緊急防災・減災事業債を見込んでいます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） この取得財産の明細の中で、9番のスクープストレッチャとあるんですが、これは普通のストレッチャとは違うんですかね。ちょっとお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 警防課長。

○警防課長（松田和将君） 警防課長です。

先ほどのスクープストレッチャの説明ですけれども、このスクープストレッチャは傷病者の方を動かさずにそのまますくうことができるようなものになっております。いつものストレッチャとは違います。

説明は以上です。

○議長（益田芳子君） 10番西議員。

○10番（西 友幸君） 現状でですね、消防のことはめったに聞くことはないもので、救命士さんが府中町の消防のほうに何名いらっしゃるんでしょうか。

○議長（益田芳子君） 警防課長。

○警防課長（松田和将君） 警防課長です。

今現在、救命士のほうは18名となっております。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。

ちょっとお聞きするんですけど、今回の資機材というのは、先ほど32号議案の高規格救急車に備え付けになるという話で、この装備というのは全て国の基準を満たしている製品がつくと、一番この時期に買うんで、恐らく日進月歩の技術の中で最新のものがつくと思うんですけど、そのつける救急車というのは予備車に回すと言われたと思うんですけど、最新のものであればその予備車じゃなしに通常の、最新の車で最新の装備がついとるものを通常使われるやつに回してとか、何かそういうような考えはないんですかね。何か、最新のを買うのに予備車になるというのがちょっともないなと思ったんで質問させていただきました。

○議長（益田芳子君） 警防課長。

○警防課長（松田和将君） 警防課長です。

すみません、先ほどの説明が私の不足だったようなんですけども、今回購入する救急車が出動車の1号車のほうになります。予備車の代わりに購入しますけども、現在の1号車の代わりに新しい救急車を、今の1号車、2号車が次の2号車、3号車になります。で、3号車が予備車に替わり、予備車は廃車となります。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） ちょっと私のほうから、今ちょっと狩野議員のほうからも指摘があったんですが、新しい救急車が更新されるということなんで、資機材も高規格救急車の対応するものが入ることなんですけど、5年ぶりの更新になるんか、いうことでちょっと資機材もグレードがアップしているのがあるのかどうか、ちょっと新しい、これまだ入ってないもので今回新たに入れようとする資機材があるのか、先ほども補正予算で何かオゾン発生装置を入れるというような話があったと思うんですけど、要は、今回の更新に当たって新たにどういうグレードアップする、そういうもの

があればお知らせをしていただきたいと。

○議長（益田芳子君） 警防課長。

○警防課長（松田和将君） 警防課長です。

先ほどの高度救命資機材、今回の車両に入れる資機材に関しては、新たに高度なものとか新しいものというのはありません。さらに新しいものと言えば、先ほどの説明にもありましたようにオゾン発生装置、こちらが今回購入する救急車に新しく備え付ける資機材であります。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

日程第17、第34号議案、町道路線の認定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第34号議案 令和3年6月25日提出。

町道路線の認定について。

次の道路を町道の路線として認定したいので道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、町道と町道を結ぶ道路で、一般の用に供しており、災害時には緊急避難路としての役割を担うことができ、公共的生活道としての性格と目的

を有するものであり、町において維持管理をする必要があるためでございます。

補足説明は、建設部長が行います。以上です。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

第34号議案、町道路線の認定について補足して説明します。

次のページを御覧ください。

町道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページの位置図を御覧ください。

赤色部分がこのたび町道路線の認定を行う山田37号線でございます。

提案理由です。

この道路は、町道山田15号線と引地公園を結ぶ、延長が68.6メートル、幅員が4.2メートルの道路で、一般の交通の用に供しており、公共的生活道としての性格と目的を有し、町道編入基準を満たしております。

また、当該道路用地は、令和2年3月26日に土地所有者から寄附を受けており、公共性の高い生活道路として、町道の認定をお願いするものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番寺尾です。

ここは、引地公園のちょうど入り口の道路になると思うんですが、これは従前から道路形態はあったと思うんですが、それが今回新たに、里道はあったと思うんですが、このたび町道認定基準に合致したという意味なんですか。これまでは、町道認定基準に合わなかったから認定されなくて、今回合致したということなら、どういう条件が変わったのかいうのをちょっと説明をもう少ししてもらえませんか。

○議長（益田芳子君） 維持管理課長。

○維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長です。

寄附を頂いたということです。

以上です。

○議長（益田芳子君） 建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

たった今維持管理課長が補足しましたけども、現状として、公共的な生活道として利用されとる中に里道もございました。で、今回里道の横にある所有者の方から寄附の申出があり、町道として認定を行うというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とし、次回は6月28日午前9時30分から会議を開きます。御苦労さまでございました。

（散会 午後 2時58分）